

／ 健保と年金 ／

ほっと便



わかやま

護摩壇山
霧氷

主な
内容

- P2 公的年金等の源泉徴収票についてのQ&A
- P3 退職後の健康保険について(任意継続)
- P4 協会費納入のお礼とお願い/いちご狩り入園料の優待と一部補助について
- 〻 社会保険クイズ



公的年金等の源泉徴収票について、 よくある質問についてお答えします。



年金から所得税および復興特別所得税が源泉徴収される対象となる人は、どのような人でしょうか。

65歳未満で108万円、65歳以上で158万円以上の老齢年金を受け取っている方です。

老齢年金は、所得税法の雑所得として扱われ、所得税がかかります。また、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年法律117号)」により、所得税の源泉徴収の際に併せて復興特別所得税がかかります。

65歳未満でその年の年金の支払額が108万円以上の方や、65歳以上で158万円以上の方が、所得税および復興特別所得税の源泉徴収の対象となります。



障害年金や遺族年金を受けている人にも源泉徴収票は送付されるのでしょうか。

源泉徴収票は送付されません。

障害年金や遺族年金は、所得税および復興特別所得税の課税対象となっていないため(非課税)、障害年金や遺族年金を受けている人には、源泉徴収票は送付されません。

源泉徴収票が送付されるのは、老齢または退職を支給事由とする年金を受けている方だけとなります(年金生活者支援給付金は含まれません)。

また、障害年金や遺族年金から社会保険料が特別徴収されている方に係る社会保険料額の納付証明に関しては、お住まいの市区町村の担当部局にお問い合わせください。



「支払金額」欄に記載された金額は、令和4年中に支払われた年金の合計金額と一致しますか。

「支払金額」欄に記載された金額と実際に受け取った金額は一致しない場合があります。

「令和4年分の公的年金等の受給者の源泉徴収票」には、令和4年2月分支払分から令和4年12月分支払分までの期間の金額が記載されています。

「支払金額」欄に記載された金額は、源泉徴収税額(所得税および復興特別所得税の合計額)と社会保険料(介護保険料額、国民健康保険料(税)額および後期高齢者医療保険料額の合計額)を差し引く前の金額となります。

なお、公的年金等から特別徴収された個人住民税は、所得税および復興特別所得税の控除対象とされていないため、源泉徴収票に記載されていません。

したがって、支払金額から源泉徴収税額および社会保険料額を差し引いても、個人住民税が特別徴収されている方は実際に受け取った金額と一致しません。



● お問い合わせ先

和歌山東年金事務所 … 073-474-1841 和歌山西年金事務所 … 073-447-1660 田辺年金事務所 … 0739-24-0432

協会けんぽ和歌山支部の加入者・事業主の皆さまへ

退職後の健康保険について(任意継続)

退職後の健康保険には、協会けんぽの健康保険を任意継続する以外にもいくつか選択肢があります。毎月支払う保険料などを比較したうえで、次に加入する健康保険の加入手続きを従業員の方に案内してください。



退職後

再就職する
(1日の空白の期間なく)

再就職しない

- | | | |
|---|-------------------------|----------------------|
| 1 | 就職先の健康保険に加入 | 就職先の事業所で手続き |
| 2 | 協会けんぽの健康保険を任意継続する(最長2年) | お住いの協会けんぽの都道府県支部で手続き |
| 3 | 国民健康保険に加入 | お住いの市区町村の役所で手続き |
| 4 | ご家族の健康保険に加入 | ご家族のお勤め先で手続き |

●任意継続の保険料額

任意継続の保険料額は在職時の約2倍です(保険料の上限あり)

●任意継続の加入手続きの注意点は2つ(いずれも満たす必要があります)

- ・退職日までに被保険者期間が継続して2か月以上あること
- ・退職日の翌日から20日以内に加入手続きをすること(郵送の際は20日以内に必着)

退職された方の保険証の回収は確実にお願いします

退職日の翌日以降、それまで使用していた保険証は使えなくなります。

従業員の方が退職された際は、速やかに保険証を回収し、「被保険者資格喪失届」に添付のうえ、日本年金機構大阪広域事務センターまたは年金事務所へ送付してください。

なお、退職後に保険証を返却せず保険医療機関等を受診した場合は、後日受診者に協会けんぽ負担分の医療費(7割～8割)を請求します。

●退職者には次の2点をお伝えください

- ・退職後は保険証が使えなくなるので事業所に返却すること
- ・退職後の健康保険は速やかに加入の手続きをすること



●お問い合わせ先 …………… 業務グループ TEL: 073-421-3102

お知らせ

協会けんぽの各種申請書の様式が変更されました。
 令和5年1月からは、新様式での申請をお願いします。

新様式のダウンロードは
 こちらから



協会費納入のお礼とお願い

令和4年度の社会保険協会費を納入いただきありがとうございました。なお、納付がお済みでない会員事業主様におかれましては、年度内(3月末まで)の納入にご協力いただきますようお願い申し上げます。



新企画!

いちご狩り(食べ放題&時間無制限)入園料の優待と一部補助について 《当協会の会員様(被保険者様)とご家族様限定》

この度、会員事業所様の福利厚生事業の一環として、当協会と一般社団法人貴志川いちご狩り園様との間で以下のとおり施設利用料の契約を締結しました。

事前に施設へ電話の上、当協会の会員である旨伝え予約をお願いします。当日、当協会が発行している「施設利用会員証」を受付へ提示すれば、次の利用料で入園いただけます。



● 場所等 … 紀の川市貴志川町神戸238
貴志川いちご狩り園
TEL: 0736-64-7212
詳しくは ▶▶▶▶



● 期間 … 令和5年2月1日～同年の閉園日まで
● 対象者 … 当協会の会員様(被保険者)とご家族
● 駐車場 … 無料駐車場完備(30台)
● 定休日 … 期間中無休。

● 利用料 … **1割引** 大人(中学生以上) 通常2,500円 → **2,250円**
小学生及び幼児(3歳以上) 通常1,800円 → **1,620円**

但し、当日のいちごの状態により閉園する場合があります。必ず電話の上、ご来園ください。

また、当協会より**先着50名**の方に利用補助券(1,000円 ※1グループ2名以上の入園に限る)を発行いたします。この利用補助券の有効期間は令和5年3月31日迄で上記割引との併用が可能です。

お申込みは、当協会HPの「フルーツ狩り利用補助券申込書」を印刷し、必要事項を記載の上、被保険者証のコピーを添付して当協会へ郵送(84円切手を貼付した返信用封筒を同封)してください。50名に達した場合は当協会HPでお知らせします。なお、印刷が不可の場合は当協会までご連絡ください。

『ふれあい人権フェスタ2022』へ参加しました!



11月19日(土)に和歌山ビッグホールにおいて『ふれあい人権フェスタ2022』(主催:公益財団法人和歌山県人権啓発センター)が開催されました。「和歌山県に住み、働き、集い、学び、活動するすべての人の人権が尊重される社会をつくる」をテーマとして、会場内に関係団体等のブースが91設置され、約3,500の方が来場されました。

和歌山県社会保険協会もブースを設置し、保健師による血圧・体脂肪測定を行い、日常生活での改善点を助言するなど、健康相談(無料)を実施しました。(相談者数:47名)

労働基準法の時間外労働の割増賃金率に関するクイズです。
次の **A**、**B** に当てはまる数字をお答えください。



● 令和5年3月31日までの間、中小企業において1箇月につき60時間超の時間外労働に対する割増賃金率は **A** %以上ですが、令和5年4月1日からは **B** %以上に引き上げられます。

ご応募は!

ハガキに①答え②氏名③〒と住所④事業所名⑤当協会へのご要望・ご意見等をご記入の上、2023年3月31日(金)までに下記までご応募ください。正解者の中から抽選で5名様に素敵な景品をお送りします。(景品の発送をもって発表にかえさせていただきます。)

ご応募いただいた際の個人情報、今回のクイズに係る業務に使用させていただいた後、当協会が責任をもって廃棄いたします。

〒640-8319 和歌山市手平2丁目1番2号 和歌山ビッグ愛5階
一般財団法人 和歌山県社会保険協会

12月号のクイズの答え

正解は、A → 5日、B → 4回、C → 1,000円でした。

事業主が被保険者および70歳以上被用者へ賞与を支給した場合には、支給日より5日以内に「被保険者賞与支払届」を管轄する事務センター等へ提出します。労働者が労働の対償として受けるもののうち、年3回以下の支給のものが対象となり、年4回以上支給されるものは標準報酬月額の対象になります。

賞与にかかる保険料は、実際に支払われた賞与額(税引き前の総支給額)から1,000円未満を切り捨てた額を「標準賞与額」とし、その「標準賞与額」に健康保険・厚生年金保険の保険料率をかけた額になります。

標準賞与額の上限は、健康保険では年度(毎年4月1日から翌年3月31日まで)の累計額573万円、厚生年金保険は1カ月あたり150万円とされていますが、同月内に2回以上支給されるときは合算した額で上限額が適用されます。

● 発行所 一般財団法人 和歌山県社会保険協会

〒640-8319 和歌山市手平2丁目1番2号 和歌山ビッグ愛5F ☎ (073)426-1555 FAX (073)426-1565

・ホームページ <http://www.shahokyokai-wakayama.jp/>

・この広報紙は上記ホームページでもご覧いただけます

